

四日市市環境調整会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月6日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第29号

四日市市環境調整会議規則の一部を改正する規則

四日市市環境調整会議規則（平成7年四日市市規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 調整会議は、政策推進部長、総務部長、<u>市民文化部長、商工農水部長、都市整備部長</u>、環境部長及び調整すべき事項に係のある部長(相当職を含む。)をもって構成する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 調整会議は、政策推進部長、総務部長、<u>都市整備部長、市民文化部長</u>、環境部長及び調整すべき事項に係のある部長(相当職を含む。)をもって構成する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(環境部環境保全課)